

試 驗 規 程

国際共生学部 試験規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規程(以下「本規程」という)は、関西外国語大学学則第34条第2項の規定にもとづき、学期末試験、授業時間内試験、追試験、卒業判定不合格者試験、および偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱等に關し必要な事項を定める。

2 本規程に定めるもの以外の必要事項は、教務委員会がその都度指示する。

第 2 章 学期末試験

(学期末試験の取扱)

第 2 条 学期末試験とは、各学期の授業終了後に実施する試験をいう。

2 学期末試験は、試験期間を A 日程と B 日程の 2 期に分けて実施する。

3 試験日程の設定および時間割等は、教務委員会がその都度指示する。

(受験資格)

第 3 条 学期末試験は、履修登録している科目についてのみ受験資格が与えられる。

2 前項の規定にかかわらず、試験時に休学または停学中の者、および当該学期の授業料その他納付金を納めていない者は、受験資格を有しない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証または受験許可証を携帯していない者。
- (2) 試験開始後 20 分を超えて遅刻した者。
- (3) 試験監督者の指示に従わない者。
- (4) 当該科目の試験において、不正行為を行った者。

4 前項第1号に関し学生証を所持しない者は、試験開始前までに教務部にて受験許可証の交付を受けることができる。受験途中に学生証の不携帯が発覚した場合は、当該試験の受験許可証は発行しない。受験許可証は、同一試験期間内に3回を限度として交付される。

(受験者の義務)

第 4 条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験監督者の指示に従わなければならない。
- (2) 試験開始 10 分前までに試験室に入室し、速やかに着席しなければならない。
- (3) 机上には、学生証または受験許可証、筆記用具、時計(計時機能のみ)以外のものは置いてはならない。筆箱は机上または机の中に置いてはならない。
- (4) 学生証は、ケースから出し、机の右上(長机の場合は通路側)に写真が見えるよう置かなければならぬ。
- (5) 試験開始 5 分前までには、机上は許可されたものだけの状態にしなければならない。
- (6) 許可されたもの以外は、すべてカバン等に入れ、座席の足下に置かなければならない。
- (7) 携帯情報端末機は、電源を切っておかなければならない。

- (8) 答案用紙の所属学部学科、学年、クラス、学籍番号、氏名等は、試験開始直後に記入しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙にも同様に記入しなければならない。
- (9) 試験出席票には、所定の事項のみを速やかに記入しなければならない。
- (10) 試験開始後 30 分を経過するまで退室してはならない。
- (11) 退室する場合は、本人が、指定された場所に答案を提出しなければならない。問題用紙と答案用紙が分かれている場合、問題用紙も同様に提出しなければならない。

(答案の無効)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する答案は、無効とする。

- (1) 本規程第 3 条に定める受験資格を有していない場合。
- (2) 受験開始後に、学生証または受験許可証の不携帯が発覚した場合。
- (3) 学籍番号と氏名が記入されていない場合。
- (4) そのほか、前各号に準ずる場合。

(試験時間)

第 6 条 1 科目の試験時間は、原則として 70 分間とする。ただし、語学系科目は 50 分間で試験を行う場合がある。試験時間割は表 1 に定める。

表 1 学期末試験時間割表

【A 日程】		【B 日程】	
第 1 限	9 : 10 ~ 10 : 20	第 1 限	9 : 20 ~ 10 : 30
第 2 限	10 : 55 ~ 12 : 05	第 2 限	10 : 50 ~ 12 : 00
第 3 限	13 : 25 ~ 14 : 35	第 3 限	12 : 50 ~ 14 : 00
第 4 限	15 : 10 ~ 16 : 20	第 4 限	14 : 20 ~ 15 : 30
第 5 限	16 : 50 ~ 18 : 00	第 5 限	15 : 50 ~ 17 : 00
第 6 限	18 : 30 ~ 19 : 40	第 6 限	17 : 20 ~ 18 : 30

(不正行為)

第 7 条 学期末試験における不正行為とは、原則として、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。ただし、物的証拠は必ずしも必要としない。

- (1) 本人以外が受験した場合。
- (2) カンニングペーパーを使用または貸借した場合。
- (3) 答案を交換または見せた場合。
- (4) 他者の答案を覗き見または写した場合。
- (5) 机上や所持品等に事前に受験科目の内容に関する書き込み(電子媒体含む)を行い、それを使用した場合。
- (6) 口頭または筆談あるいは動作等により受験者同士の話し合いを行った場合。
- (7) 携帯情報端末機等を使用した場合。
- (8) 持込みが許可されていないものを、カバン等以外の場所(机上、机の中、衣服の中等)に所持または使用した場合。
- (9) 持込みが許可されたものを貸借した場合。
- (10) 答案用紙、試験出席票に必要事項以外を記入した場合。
- (11) 答案用紙の学籍番号、氏名を偽った場合。

- (12) 故意に答案を無記名で提出した場合。
 - (13) 持ち帰りや破棄など答案を提出しなかった場合。
 - (14) 答案の提出を本人以外の者が行った場合。
 - (15) 試験時間中および試験時間の前後にわたり監督者の指示、勧告、警告等に従わない場合。
 - (16) そのほか、前各号に準ずる場合。
- 2 試験監督者は、不正行為（疑いを含む）を発見した場合、当該受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して所轄委員会に報告する。
- 3 所轄委員会は、不正行為の事実認定を行う。事実認定にあたっては、当該受験者のみならず、関与するすべての者を対象とする。
- 4 不正行為と判断された場合は、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となり、追試験の受験資格を失う。

第 3 章 授業時間内試験

（授業時間内試験の取扱）

- 第 8 条 担当教員が授業時間内に任意に行う中間テストないし小テスト等各種の試験の取扱は、本規程第2章「学期末試験」の必要条項を準用する。
- 2 授業時間内に行われる試験において、不正行為と判断された場合は、当該科目のみならず、当該学期の全履修科目の成績評価はすべて0点となる。

第 4 章 追試験

（追試験の取扱）

- 第 9 条 追試験とは、学期末試験を受験しなかった者のうち、次の各号のいずれかの事由に該当し、教務委員会が承認した者が受験できる試験をいう。
- (1) 傷病等の場合（診断書または病状証明書（所定様式）の提出を要する）。
 - (2) 学生細則第36条に定める公欠の場合。
 - (3) 通学にかかる交通機関が運休または延着した場合（交通機関の証明書の提出を要する）。
 - (4) 災害その他避けることのできない事由等で教務委員会がやむを得ない事情と判断した場合。
- 2 前項の各号のいずれかの事由に該当し、追試験の受験を希望する者は、所定期間に当該事由に該当する証明書等および追試験受験許可願を教務部に提出しなければならない。
- 3 当該試験の申請手続、受験可否、試験日、時間割等は、教務委員会がその都度指示する。
- 4 当該試験の成績評価は、学期末試験に準じる。
- 5 当該試験を欠席した者に対して、再度追試験は行わない。
- 6 追試験料は1科目1,500円とする。指定期日までに納付しない場合は、受験資格を失う。ただし、教務委員会が認めた場合に限り、追試験料を免除することがある。
- 7 当該試験の取扱は、本規程第2章「学期末試験」の必要条項を準用する。

第 5 章 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱

(偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、学生細則第 37 条、第 38 条、第 39 条および第 40 条の規定を準用し、表 2 の措置を講ずる。

(1) 大阪府下に特別警報（本条において、大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、

波浪特別警報、高潮特別警報をいう）または暴風警報が発表された場合。

(2) 台風の接近等により学生細則に定める公共交通機関が運休した場合。

(3) ストライキにより京阪電鉄が運休した場合。

2 特別警報または暴風警報が大阪府下以外で発表された場合、当該警報が発表された市町村に学生が居住するときの取扱は、教務委員会がその都度指示する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、災害その他特別の事由がある場合は、教務委員会の判断により試験日程の延期または中止の措置を講じることがある。延期の場合、変更後の試験日程で受験できない者には、本規程第 9 条（追試験の取扱）の規定を準用する。

表 2 偶発的事故等が発生した場合の学期末試験の取扱

警報およびストライキ等の解除時刻	学期末試験の取扱
午前 7 時までに解除された場合	第 1 限目から試験を行う
午前 11 時までに解除された場合	第 1・2 限目は延期または中止とし、第 3 限目から試験を行う
午前 11 時を過ぎて解除された場合	すべて延期または中止する

第 6 章 改 廃

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は理事会が行う。

附 則

本規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。